

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 田▲崎▼ 聡 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒100-6620 日本国東京都千代田区丸の内一丁目9番2号		発送日 (日.月.年) 12.11.2019	
出願人又は代理人 の書類記号 PC-28251		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2019/038539	国際出願日 (日.月.年) 30.09.2019	優先日 (日.月.年) 19.11.2018	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. B62D25/20(2006.01)i, B62D21/00(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 本田技研工業株式会社			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎<input type="checkbox"/> 第II欄 優先権<input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如<input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献<input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥<input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

見解書を作成した日 28.10.2019			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 森本 哲也 電話番号 03-3581-1101 内線 3341	3D	4029

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-10	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項	5, 7-9	有
	請求項	1-4, 6, 10	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-10	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献1 : JP 2018-140711 A (本田技研工業株式会社) 2018. 09. 13,
段落 [0033] - [0044], 図1-5 (ファミリーなし)
- 文献2 : JP 8-85473 A (本田技研工業株式会社) 1996. 04. 02,
図2 (ファミリーなし)
- 文献3 : JP 4558137 B2 (富士重工業株式会社) 2010. 10. 06,
図2 (ファミリーなし)
- 文献4 : JP 2002-127936 A (日産自動車株式会社) 2002. 05. 09,
図4 (ファミリーなし)
- 文献5 : JP 2013-241052 A (本田技研工業株式会社) 2013. 12. 05,
段落 [0028], 図6
& US 2015/0061272 A1, 段落 [0141], 図6 & WO 2013/172126 A1
& EP 2851270 A1 & CA 2866369 A1 & CN 104284829 A
- 文献6 : JP 2018-69892 A (本田技研工業株式会社) 2018. 05. 10,
図3 (ファミリーなし)

請求項1に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1より進歩性を有しない。

文献1には、フロントサイドフレーム11、サイドシル22、ダッシュクロスメンバ27、環状のバッテリーパック搭載フレーム26及びバッテリーパック搭載フレーム支持部材36 (バッテリー搭載フレーム)、サブフレーム16 (サブフレーム) を有した車体構造の発明が記載されている。

ここで、上記文献1に記載された発明において、フロントサイドフレーム11、サイドシル22、ダッシュクロスメンバ27は車体底部骨格フレームの一部であるが、サイドシル22の車体後部側にクロスメンバを有しているか否か不明であるため、上記文献1に記載された発明は車体底部骨格フレームが環状となっているか不明となっている。しかしながら、車体構造において、骨格となるフレームをサイドフレームとクロスメンバとで環状とすることは一般的である。

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

また、上記文献 1 に記載された発明は、サブフレーム 16 の車体後部側の延出部 16 b (後取付部) がサブフレームマウント部材 19 を介して車体底部骨格フレームに固定されており、延出部 16 b の前方側に脆弱部 21 (変形容易部) を備えつつ、サブフレーム 16 の前部に衝突加重が入力された際には延出部 16 b が該延出部 16 b に対峙する箇所であるバッテリーパック搭載フレーム支持部材 36 の延長部 26 d (ストッパ部) に当接する構成である。

請求項 2 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 より進歩性を有しない。

上記文献 1 に記載された発明は、ステアリング機構と脆弱部 21 との車体前後方向の位置関係が不明であるものの、脆弱部の位置は衝撃の吸収効率等を勘案しながら当業者が適宜決定する設計的事項であり、それをステアリング機構に対して車体方向後ろ側の位置とすることが格別なこととはいえない。

請求項 6 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 より進歩性を有しない。

車体構造において、サブフレームの締結部と車体底部骨格フレームの重心位置については、締結の強度や衝突加重の伝達性等を考慮しながら適宜決定する設計的事項である。

請求項 3 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 4 より進歩性を有しない。

車体構造において、変形を円滑にするためにフレームに脆弱部を 3 つ以上設けることは例えば文献 2 - 4 にあるように周知技術である。

請求項 4 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 5 より進歩性を有しない。

車体構造において、締結部に補強板を設けることは文献 5 にあるように周知技術である。

請求項 10 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 6 より進歩性を有しない。

文献 6 には、サブフレームの前部 41 の断面積を後部よりも大きくし、ナローオフセット衝突による衝突を受ける構成が記載されている。

請求項 5, 7 - 9 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 6 に対して新規性および進歩性を有する。

上記文献 1 - 6 は、いずれも当該技術分野における一般的技術水準を示す文献であって、請求項 5, 7 - 9 に係る発明の「前記凹部に前記サブフレームの前記後取付部が配置される」点は、上記文献 1 - 6 のいずれにも記載も示唆もされておらず、当業者にとって自明なものでもない。また、上記のいずれの文献を組み合わせても充足されない。